

令和6年度非正規雇用労働者処遇改善支援事業委託業務処理要領（案）

1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が（以下「受託者」という。）に委託する「令和6年度非正規雇用労働者処遇改善支援事業委託業務（地域活性化雇用創造プロジェクト事業）」を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の実施

受託者は、この要領に基づき本業務を実施しなければならない。

3 本業務の目的

非正規労働者の処遇を改善するため、道内中小企業に対して支援プログラムを提供し、従業員の正規化や最低賃金の引き上げ、同一労働同一賃金といった非正規雇用労働者の処遇改善に向けた事業者支援を実施することにより、良質な雇用による正社員就職者等の創出・定着を図る。

4 業務内容及び業務実施方法等

専門家による個別支援の実施により、非正規雇用労働者の処遇改善を促進し、良質な正社員就職者等の創出・定着を図る。

なお、本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す関係規定等を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

(1) 意向調査の実施

次の業種の中小企業を対象に、「非正規雇用労働者の正規化」、「最低賃金の引き上げに伴う経営への影響」及び「同一労働同一賃金の対応状況」に関するアンケート調査を実施すること。

ア 対象業種

総務省の日本標準産業分類における、次の分類とする。

- ・大分類A「農業、林業」
- ・大分類D「建設業」
- ・大分類E「製造業」
- ・大分類H「運輸業、郵便業」
- ・大分類I「卸売業、小売業」
- ・大分類M「宿泊業・飲食サービス業」
- ・大分類R「サービス業（他に分類されないもの）」

イ アンケート調査

道内事業所（従業員5名以上）2,500社以上を抽出し、「非正規雇用労働者の正規化」、

「最低賃金の引き上げに伴う経営への影響」及び「同一労働同一賃金の進捗状況」に関するアンケート調査を実施し、「非正規雇用労働者の正規化」、「最低賃金の引き上げに伴う経営への影響緩和」又は「自社の同一労働同一賃金のセルフチェック」への取組意欲はあるものの実行できていない企業を抽出する。

・実施方法：郵送による実施（郵送による回収）

## (2) 個別支援の実施

上記(1)の調査結果を基に、社会保険労務士、中小企業診断士といった専門家が、道内中小企業等を対象として、個別訪問などにより、次の支援プログラムを実施する。

### ① 非正規雇用労働者の正規化支援

ア 非正規雇用労働者の正規化に向けた解決策を提示する。

イ 支援事業者数は10社以上、1社あたり最大4回までとする。

### ② 最低賃金の引き上げに伴う経営への影響緩和支援

ア 賃金支払い能力の向上に向けて、生産性向上のための方策を提示する。

イ 支援事業者数は10社以上、1社あたり最大4回までとする。

### ③ 同一労働同一賃金のセルフチェック支援

ア 事業者が、自社の同一労働同一賃金が適正かどうか自ら検証するための留意点を提示する。

イ 支援事業者数は10社以上、1社あたり最大2回までとする。

## (3) 業務報告書の作成

上記(1)及び(2)の業務の成果、課題等を取りまとめた報告書等を作成する。

ア 令和6年(2024年)10月末

(ア) 中間報告書(A4版) 3部

(イ) 上記(ア)を格納した電子媒体(CD-R又はDVD-R) 1組

イ 令和7年(2025年)2月末

(ア) 最終報告書(A4版) 3部

(イ) 改善事例集【ロールモデル】(A4版) 3部

※上記(2)の個別支援の実施により改善等が図られた事例をまとめたもの。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)を格納した電子媒体(CD-R又はDVD-R) 1組

## 5 目標

### (1) アウトプット目標

支援事業者数30社以上(令和6年(2024年)10月末までに24社以上支援すること。)

### (2) アウトカム目標

良質な雇用による正社員就業者等14名以上(令和6年(2024年)10月末までに12人以上正規化されるようにすること。)

## 6 実績報告等

- (1) 受託者が、契約書第4条に基づき提出する業務処理計画書は、実施体制、スケジュール及び業務内容などを記載するものとする。
- (2) 受託者が、契約書第11条に基づき提出する実績報告書は、別記第1号様式によるものとし、上記4(3)イの報告書等を添付するものとする。
- (3) 受託者が、契約書第11条に基づき提出する収支精算書は、別記第2号様式によるものとする。

## 7 委託料の概算払

受託者が、契約書第13条に基づき概算払の請求をするときは、別記第3号様式の委託料概算払請求書に別記第4号様式の資金収支計画書を添えて請求するものとする。

## 8 再委託

再委託は禁止とする。

ただし、一定の要件を満たす場合に限り、例外的にその一部の業務を再委託することができるが、事前に道の承諾を得る必要があること。

- (1) 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書（別途指定）を徴取し提出すること。
- (2) 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。

## 9 その他

- (1) 原則として、委託経費の50%以上を人件費（給与、謝金等）に充てること。
- (2) 受託者は、委託業務に関する関係書類を委託業務完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 委託期間中の現地調査等、業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出の際には、経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。
- (4) 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。
- (5) 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額が確定すること。
- (6) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議してこれを決定する。

実績報告書

年 月 日

北海道知事 様

住所

受託者

氏名

業務名 令和6年度非正規雇用労働者処遇改善支援事業委託業務  
(地域活性化雇用創造プロジェクト事業)

令和 年 月 日付で契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

1 業務完了年月日

年 月 日

2 添付資料

・業務報告書 (A4版3部及びCD-R (又はDVD-R) 1組)

3 その他

添付資料に付帯する著作権等、一切の権利を引き渡します。

# 収支精算書

年 月 日

北海道知事 様

住所  
受託者  
氏名

業務名 令和6年度非正規雇用労働者処遇改善支援事業  
(地域活性化雇用創造プロジェクト事業)

## 収入内訳

科目	金額 (円)	備考
委託金額		
消費税及び地方消費税		
総計		

## 支出内訳

科目	金額 (円)	備考
人件費		
	人件費計	
事業費		
	事業費計	
小計		
消費税及び地方消費税		
総計		

委 託 料 概 算 払 請 求 書

年 月 日

北海道知事 様

住 所  
受託者  
氏 名

業務名 令和6年度非正規雇用労働者処遇改善支援事業委託業務  
(地域活性化雇用創造プロジェクト事業)

令和 年 月 日付で契約した上記業務に係る委託料について、概算払を受けたいので  
次のとおり請求します。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 契 約 金 額   | 金 | 円 |
| 2 | 既 受 領 額   | 金 | 円 |
| 3 | 今回概算払請求額  | 金 | 円 |
| 4 | 残 額       | 金 | 円 |
| 5 | 請 求 の 理 由 |   |   |

本件責任者	氏名	連絡先
担当者	氏名	連絡先

